

JSDA 会報

2015 年・初夏号



contents

2-7

特集 平成 27 年度通常総会開催される

通常総会

平成 26 年度協会表彰

平成 27 年度事業計画

平成 27 年度常設委員会の活動テーマ紹介

8

特別寄稿

株式会社 伊藤喜三郎建築研究所

設計本部第二設計部長 服部 敬人

8

ニュース

豊島区合同総合水防訓練に

浸水防止用設備を出展

9

シリーズ

第 4 回「これからの防災設備のあり方」

東京理科大学工学部第二部建築学科

教授 河野 守

10-11

ズーム UP

シャッターの使用状況調査 2014

12

総務委員会だより

第 17 回「不正競争防止法について」

13

新会員紹介

13

統計データ

特集

通常総会開催される

さる5月28日(木)午後、東京都千代田区のグランドアーク半蔵門において、日本シャッター・ドア協会の平成27年度通常総会、定例理事会が開催された。続いて、協会表彰が行われた後、夕刻より懇親会が開催された。



平成27年通常総会

15時より、グランドアーク半蔵門において、第一種会員および監事出席のもと、「平成27年度通常総会」が開催された。

通常総会では岩部会長が欠席のため木下副会長が議長を務め、報告事項として平成26年度事業報告が承認された後、決議事項として、第1号議案「平成26年度決算案承認の件」が諮られ、原案通り承認された。次にその他報告事項として、平成27年度事業計画、平成27年度収支予算、防火設備の検査報告制度、浸水防止用設備、会員の状況、平成27年度協会表彰について説明が行われた。

その後、会場を移して協会表彰が行われ、優秀工事従業者協会表彰として6名、協会委員表彰として5名が表彰さ

れた(4ページに掲載)。

平成27年度事業計画では、平成26年5月に建築基準法が改正され、防火設備に関して新たな検査制度及び検査資格者制度が創設されることになり、協会としては資料の提供と意見具申を行うとともに、検査に必要な人材の確保の観点から、防火シャッター・ドア保守点検専門技術者の拡充とスキルアップを行うことが示されている。

また、近年のゲリラ豪雨の増加に伴い、防災事業の一環として浸水防止用設備を普及するための検討を進めてきたことを踏まえ、今年度は引き続き、同設備に関する基準の検討と国土交通省における設置の促進施策の対応の他、地域の水害防止広報活動に協力することで浸水防止用設備の普及に向けた事業を展開することも報告された。なお、平成27年度事業計画は、5ページ及び6ページに掲載する。

平成 27 年度通常総会懇親会が開催される

17 時から、総会出席者と表彰の受賞者、運営委員会のメンバーが参加して懇親会が開催された。懇親会では木下副会長より、第 27 回通常総会が滞りなく終了したことの報告と開会の挨拶が行われた。続いて、小松副会長の乾杯の

発声により歓談に移った。歓談中は、表彰を受けた一人ひとりより喜びの挨拶が行われるなど、終始和やかな雰囲気の中、後藤理事による中締めの挨拶が行われ、懇親会はお開きとなった。



受賞者の方々



木下 和彦副会長



小松 進副会長



乾杯の発声



後藤 忠義常任理事



木下副会長の挨拶を聞く参加者

平成 27 年度協会表彰

本年度は、優秀工事従事者協会表彰として 6 名、協会委員表彰として 5 名の方が表彰された。

■優秀工事従業者協会表彰

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 生田 宏次氏 | 生田工業
(推薦：(株) LIXIL 鈴木シャッター) |
| 菊地 正春氏 | (株) 安中製作所
(推薦：(株) 安中製作所) |
| 熊倉 晃氏 | (株) 安中製作所
(推薦：(株) 安中製作所) |
| 田坂 公彦氏 | (推薦：東洋シャッター (株)) |
| 藤沢 英明氏 | (推薦：三和シャッター工業 (株)) |
| 吉澤 武氏 | (株) ダイキ
(推薦：文化シャッター (株)) |



優秀工事従業者として表彰された皆さん



生田 宏次 氏



菊地 正春 氏



熊倉 晃 氏



田坂 公彦 氏



藤沢 英明 氏



吉澤 武 氏

■協会委員表彰

- | | |
|--------|---|
| 岡林 良恭氏 | 工事委員会
三和シャッター工業 (株) |
| 菅 圭司氏 | 講習委員会
東洋シャッター (株) |
| 図子 正志氏 | 耐火クロススクリーン、
高速シートシャッター委員会
三和シャッター工業 (株) |
| 館野 雅弘氏 | シャッター技術委員会
小俣シャッター工業 (株) |
| 屋敷 善男氏 | シャッター技術委員会
東洋シャッター (株) |



協会委員として表彰された皆さん



岡林 良恭氏



菅 圭司 氏



図子 正志 氏



館野 雅弘 氏



屋敷 善男 氏

平成 27 年度 事業計画

はじめに

シャッター及びドアは、建築物において防犯等の管理機能や防火等の防災機能といった重要な役割を担っている。

当協会は昭和 39 年に社団法人日本シャッター工業会として設立して以来、シャッター及びドアの性能向上や普及を通じて、より安全で安心できる社会の形成に貢献するよう努めてきた。

当協会会員が供給してきたシャッター及びドアのストックは既に膨大なものとなっており、新たな供給への対応と併せて、ストック対策が極めて重要となっている。

シャッター及びドアは、的確な保守・点検により期待された機能が確保されるものであり、保守・点検が必須である。このため、当協会では、平成 18 年度に点検法制化推進本部を設け、以来、シャッター及びドアの点検制度について検討・提案を行ってきた。

一昨年 10 月に発生した福岡市の診療所火災では、防火ドアの作動が注目され、その関係から、昨年 5 月に建築基準法が改正され、防火シャッター・防火ドアといった防火設備に関し、新たな検査制度及び検査資格者制度が創設されることとなった。

当協会としては、この制度が的確かつ円滑に実施されるよう、引き続き必要な資料の提供や提案など協会をあげて協力を行うこととする。

平成 23 年度より実施してきている製品安全普及事業については、建物管理者やユーザー向けの各種ツールを作成し、定期的な保守点検の必要性を訴え、点検が幅広く推進されるよう活動を行う。

近年、異常気象によるゲリラ豪雨が増加しているが、協会では、防災事業の一環として浸水防止用設備の普及が重要であると認識し、協会の事業として一昨年度より検討を進めてきた。

今年度は、引き続き浸水防止用設備に関する基準を検討し、その普及に向けた事業を展開する。

当協会の会員を取り巻く状況は、昨年来の政府による経済対策や日銀の金融緩和策等により株価の上昇など

景気は回復基調にあるものの、円安の影響といった懸念材料も存すると思われる。

このような社会経済情勢の下、本年度も、会員相互の協力により設立の目的に掲げる各種の事業を推進するとともに、法令遵守に対する意識を高め、より一層社会に貢献したいと考えている。

本協会は、昨年 12 月に設立 50 周年を迎えた。

本年度は新たな半世紀への最初の年であり、さらに一層安全で安心できる社会の形成に貢献できるよう幅広く協会の活動を推進していくこととする。

第一章 定常的事業

1 調査研究普及事業

シャッター、ドア及び防火設備に関する調査研究、技術基準等の策定、製品安全への取り組み、維持管理における安全対策の推進等を行う。

(1) 調査研究

- ・窓シャッターの省エネルギー性について検討する。
- ・シャッター及びドアの防錆塗料に関する研究を行う。
- ・その他、環境負荷の低減化対策について検討する。

(2) 技術基準等の策定

- ・技術基準の策定、改定を進める。

技術基準の策定

軽量シャッター技術標準、鋼製ドア技術標準及び浸水防止用設備技術標準

技術基準の改定

重量シャッター技術標準、耐火クロススクリーン技術標準、高速シートシャッター技術標準及び窓シャッター技術標準

- ・技術基準の構成要素である施工要領及び点検基準の策定、改定を進める。
- ・技術基準等の策定に関する調整を行う。

各技術委員会の情報の共有化を図るとともに、技術基準等の標準化について検討する。

(3) 製品安全への取り組み

- ・事故情報の分析及びそれを踏まえた基準作りを行う。
- ・安全対策検討委員会を開催し、シャッター・ドアの安全対策について検討を行う。

- ・製品安全に関するガイドラインの策定等を行う。
 - 高頻度シャッターの設置及び維持管理に関するガイドラインの策定
 - 高速シートシャッターの安全に関するガイドラインの策定
- ・耐火クロススクリーンの設置に関する自主管理を行う。
- ・施工専門技術者資格制度を推進する。
- ・協会のホームページを活用して安全普及を推進する。

(4) 維持管理における安全対策の推進

- ・製品安全普及事業の一環として、建物管理者やユーザー向けの各種ツールを作成し、定期的な保守点検の必要性を訴え、点検が幅広く推進されるよう活動する。
- ・シャッター・ドア保守点検専門技術者資格制度を推進する。
- ・危害防止機構や障害物感知装置が未設置のシャッターの解消を図るための取り組みを進める。

(5) 資料収集・普及事業

- ・シャッター・ドアの市場及び用途に関する調査を行う。
- ・労働災害発生状況の調査を行う。
- ・防犯製品に関する情報提供を行う。
- ・浸水防止用設備の普及促進に係る取り組みを進める。
- ・会報・ホームページによる情報の提供を行う。
- ・優秀工事従業者表彰を実施するとともに、優秀施工者の国土交通大臣顕彰及び土地・建設産業局長顕彰に関し推薦を行う。
- ・社会保険未加入対策を進める。
- ・ドア事業の推進に関し、新たな展開を図るための検討を進める。

2 評定登録講習事業

所定の性能を有するシャッター及びドアに関する認定、登録、並びにシャッター、ドア及び防火設備の施工及び点検に関する人材育成を行う。

(1) 所定の性能を有するシャッター及びドアの認定、登録等

- ・遮炎遮煙性能に関し国の認定を受けた構造方法（CAS）の使用承認を行う。
- ・連動機構・装置等の自主評定を一般社団法人日本火災報知機工業会及び日本防排煙工業会と共同で行う。
- ・防犯性能の高い建物部品の自主評定を警察庁等で組織する官民合同会議に参画して行う。

(2) シャッター及びドアの施工及び点検等に関する人材育成

- ・シャッター及びドアの保守点検を行う技術者育成のための講習会を開催し、保守点検を行う技術者の認定及

び登録を行う。

- ・シャッター及びドアの施工に従事する技術者育成のための講習会を開催し、施工を行う技術者の認定及び登録を行う。
- ・スチールドアの契約適正化に関する研修会を行う。

第二章 特別事業

1 シャッター及びドアのストック対策の推進

昨年5月建築基準法が改正され、防火シャッター・防火ドアといった防火設備に関し、新たな検査制度、検査資格者制度が創設されることとなった。

当協会としては、これらの制度の具体化や的確かつ円滑な実施に当たって協会をあげて協力していく。

具体的には、制度の検討にあたって必要な資料の提供等を行うとともに、制度の実施に関しては、検査に必要な人材の確保に協力するという観点から、防火シャッター・ドア保守点検専門技術者について地域的な不足の解消を中心とする人員の拡充やスキルアップを行うこととする。

製品安全普及事業については、建物管理者やユーザー向けの各種ツールを作成し、定期的な保守点検の必要性を訴え、点検が幅広く推進されるよう活動を行う。

また、適切な維持管理の推進とあわせて、危害防止機構や障害物感知装置未設置のシャッターの解消に積極的に取り組むものとする。

2 浸水防止用設備の設置の推進

近年、異常気象によるゲリラ豪雨が増加している。協会としては、防災事業の一環として浸水防止用設備の普及が重要であると考え、一昨年度より協会の事業として検討を進めてきた。

今年度は、引き続き浸水防止用設備に関する基準を検討すると共に、国土交通省における設置の促進施策への対応や、地域の水害防止広報活動に協力するなど、その普及に向けた事業を展開する。

あわせて、浸水防止用設備に関係する企業の参加を呼び掛けるなど、協会活動を発展させるための取り組みを進めるものとする。

第一章及び第二章の事業を推進するため、協会活動の基盤である会員の拡充を図るとともに、必要に応じ学識者、関連行政担当者、関係団体役職員の参加を求めて会員の協力による委員会を組織する。

また、各事業の進行管理及び日常の活動のために必要な事務局の体制を整備するとともに、その効率的な運用に努めるものとする。

平成 27 年度 常設委員会の活動テーマ紹介

今年度の常設委員会の主な活動計画を紹介します。

委員会名	主な活動計画テーマ
業務委員会 (鮫島 敏郎 委員長)	・シャッター・ドアの定期点検の普及及び点検法制化実施への対応 ・シャッター・OSD 及びシャッター関連製品の市場及び用途の調査 ・元下請関係の契約適正化 ・社会保険加入促進対策の推進
総務委員会 (市川 治彦 委員長)	・法律の施行・改定内容に関する勉強会の実施 ・労働条件等に関する勉強会の実施 ・会報「総務委員会だより」の作成
工事委員会 (菅 圭司 委員長)	・労働災害発生状況の調査 ・高速シートシャッター、耐火クロス製防火／防煙スクリーンの施工基準及び電気施工基準の改定
講習委員会 (岡林 良恭 委員長)	・防火シャッター・ドア保守点検専門技術者資格認定講習会の開催 ・シャッター・ドア施工専門技術者資格認定講習会の開催 ・各種資格認定講習の可否を判定する認定委員会の開催
品質・安全委員会 (山本 実 委員長)	・事故情報の分析と提言 ・安全対策検討委員会の開催 ・他委員会からの依頼事項の検討 ・一般消費者、ユーザーに向けた安全普及活動の推進
メンテナンス委員会 (北川 孝夫 委員長)	・重量シャッター、高頻度グリルシャッター、高頻度シャッター、鋼製建具、耐火クロス製防火／防煙スクリーン、高速シートシャッターの点検基準の策定
連動機構・装置等自主評定専門委員会 (浅見 優次 委員長)	・連動機構・装置等の確認等申請審査 ・連動機構・装置等自主評定委員会への申請
企画広報委員会 (曾根 政行 委員長)	・会報の発行 ・ホームページの充実 ・メディア広報の実施 ・会員メリットの訴求
シャッター技術委員会 (屋敷 善男 委員長)	・シャッター用リモコンスイッチの誤操作防止に関するガイドライン作成 ・防犯性能の高い建物部品に関する業務 ・JIS K 5629 代替塗料の検討（建築工事標準仕様書 28 年度版対応） ・高頻度シャッターの設置及び維持管理に関するガイドライン作成
オーバーヘッドドア技術委員会 (宮崎 信泰 委員長)	・安全装置基準の検討 ・耐風圧強度計算基準の見直し ・JIS 規格の見直し ・安全対策検討委員会への対応 ・防犯自主管理に関すること
ドア技術委員会 (黒川 貴光 委員長)	・鋼製建具の技術標準の作成 ・関連法規・規定抜粋集の見直し ・耐環境性に関する研究 ・防犯性能の高い建物部品（ドア B 種）の事業継続
耐火クロススクリーン専門委員会 (図子 正志 委員長)	・耐火クロススクリーン技術標準の改定検討 ・耐火クロススクリーンの自主管理に関すること ・安全対策検討委員会における課題事項
高速シートシャッター専門委員会 (図子 正志 委員長)	・高速シートシャッターの安全に関するガイドラインの見直し ・高速シートシャッター技術標準の見直し ・省エネ計算方法の標準化
窓シャッター専門委員会 (河田 貞雄 委員長)	・防犯性能の高い建物部品（窓シャッター）の自主管理に関すること ・窓シャッターの省エネに関する検討 ・窓シャッター技術標準の策定
浸水防止用設備委員会 (大場 広敦 委員長)	・浸水防止用設備技術基準の策定 ・関連法規の検討 ・関係機関との試験方法及び性能等級に関する意見交換

障害児者建築の安全・安心



株式会社 伊藤喜三郎建築研究所
設計本部第二設計部長 服部 敬人

今、出張の機内で原稿を書きはじめました。座席のポケットには、「安全のしおり」が目に入ります。乗物、特に航空機の安全については話題になる機会が多いと思いますが、医療や福祉の建築設計に携わる者としては、建物の安全はより身近であります。

建築設計に際しては、地震や火災という災害時に建物を守る安全はもちろんのこと、仕上げ材や家具などのインテリアの安全についても、地味ではありますが細かく気を使います。

先日、ある障害児者施設の内外装材選定の社内打合せがありました。とりわけ、障害児者の生活と内装との関係は健常者に比べて密接であり、安全性についての視点が材料選定の大きな要素になります。

障害児者は床の上で横になって過ごす時間が長いため、お年寄りや子どもたちに比べて目線は床に近くなります。床に肌を着けての移動、歩行中の転倒をも考慮しなければなりません。床材料は清潔感を保つため、目地や不陸に汚れの付着しないディテールとします。さらに、下地材や

クッションシートを利用することで衝撃の抑制を図り、張り合わせ部分にはエッジの利いた材料を採用しないように注意します。

壁面についても、肌に傷をつけるようなザラザラした粗面の吹付材や貼材の採用を避けます。特に目線近くに突起物を設けることは危険です。

また、上を向いて生活することが多いため、天井にも配慮します。眩しさを抑えた照明器具を選定することは必須であり、吸音板や化粧材の斑模様が苦手である方も多いためデザイン柄に目を向けるなど、仕上げ材が及ぼす心理面にまで気を配ります。

このように、障害児者施設のインテリアは人肌に接する衣服を選ぶようにデリケートであり、健常者には気づきにくいことが多々あります。機内の安全も施設の安全も、しっかりとした技術の裏づけがあってこそ、なおスタッフの心配りが加わり、利用者が求める「安全・安心」につながることでありましょう。

NEWS

豊島区合同総合水防訓練に 浸水防止用設備を出展

「平成 27 年度第五消防方面・豊島区合同総合水防訓練」が、さる 5 月 27 日に東京・豊島区の池袋西口公園で行われ、当協会の会員 4 社が各社が販売する浸水防止用設備を出展しました。

この水防訓練は、局地的な集中豪雨による都市型水災の発生を想定し、東京第五消防方面内の 7 消防署の消防職員、豊島区職員、地域消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、東武百貨店など自治体と地域が一体となり、毎年開催されているもの。今年は池袋消防署長より当協会に対して、水災に備えることをテーマにした展示会に浸水防止用設備の出展要請があったものです。

当日は 30 度を超える真夏日となりましたが、防災担当者をはじめ関係者の方々が展示スペースにお越しになり、各担当者の製品説明に熱心に耳を傾けていました。

当協会は防災事業の一環として浸水防止用設備の普及を図っており、今後も様々な機会を通じて同事業の取り組みを推し進めてまいります。



写真提供：建材市場創研

第4回

これからの 防災設備のあり方

東京理科大学工学部第二部建築学科
教授 河野 守



シリーズ第1回目から第3回目では、防災設備を設けるにあたっての考え方について述べました。要約すると、これからは「何のために」と「どの程度」を明確にした上で、ステークホルダーの合意・了解のもとに、防災設備を決めるように変わっていかざるを得ないということでした。そこでは、新築建築物に設備を設置する場合の機能・性能について主に述べています。

防災設備においては、将来にわたる機能維持の問題が重要であることは誰もが認識しているところです。シリーズを締めくくるにあたり、今回は、機能維持のあり方について考えることにします。

防災設備に限らず、一般的に機器の機能を維持するためには、適切な頻度で点検する必要があります。防災設備のうち建築基準法に規定される防火設備（防火戸、シャッター）については、特殊建築物等調査報告の項目に挙げられ、2008年度制定の基準（平成20年国土交通省告示第282号）では、危害防止装置を含めて作動・閉鎖の状況を点検することになっています。しかしながら、その後も防火設備の不具合により多数の死者を出す火災が発生したこと等に伴い、建築基準法が改正（平成26年6月4日公布、2年以内施行）され、防火設備については新たな点検制度および資格者制度（会報第42号NEWSで既報）が導入されることとなりました。新制度の導入にあたっては、平成26年度建築基準整備促進事業「課題F4 防火設備の検査項目、方法等の検討」（事業主体 東京理科大学・辻本誠教授）等において様々なステークホルダーによる議論が展開されています。筆者もその議論の一員として参加しておりましたので、その場での議論等を参考に、筆者なりの考え方を以下に述べることにいたします。

機能維持といっても、世の中に100%絶対作動などという夢のような機器は存在しませんから、機能維持＝一定の失敗確率（Failure probability）を上回る不作動を起こさないこと、と言い換える必要があります。現在の防火設備の置かれている状況を考えると、そのための方策として以下の4点が挙げられます。

- (1) ベースとなる作動信頼性を上げる
- (2) 点検をやりやすくする

- (3) 自己診断・改修等のスマート化
- (4) 消防用設備等点検報告との連携（一体化）

まず、方策（1）では本体のベースとなる作動信頼性を上げる、つまり経年的な変化を含めて、高い信頼性を有する機器を使うことで、機能維持を確保するというものです。時計を例にすると、1箇月間のずれの許容値が20秒（失敗確率に相当）のとき、1秒しかずれない高精度の時計にすれば、少なくとも20倍の期間にわたって機能維持されることに相当します。もちろん、コストとのトレードオフになりますので、同じコストで高信頼性を得る技術開発の動機付けになります。次に、方策（2）では無点検の作動信頼性は多少低くても、点検が容易で点検に対する忌避感が下がれば、定期的な点検により機能維持を達成できるというものです。時計でいえば、月間20秒程度はずれのけれども、ずれを修正するのはボタン一押しで済むので週1回程度の時間修正が期待できるというようなものです。方策（3）は、故障の要因を設備機器自体が自己診断し、不作動につながる異常があれば、管理者に通報するようなものです。それがさらに進めば、異常を機器自身が改修することだって考えられます。方策（1）の究極の形といっても良いでしょう。電波時計は、標準電波を日に一度受信して、時刻を自動修正する仕組みのお蔭で、千円程度の時計でも一日に数秒もずれないという、日常生活にとっては十分すぎる精度を上げています。最後に方策（4）は少し他の方策と違い、制度問題です。建築基準法に基づく防火設備点検の対象となる建築物のほとんどは消防法に規定される消防用設備等点検報告制度の対象建築物となるように、検討が進められています。「法律が違いますからしょうがありません」では、前述の機能維持には意味がありません。対象となる防火設備が機能維持することが両制度の目標ですから、建築物所有者が過度の負担感を感じず、点検（し報告）するように誘導する必要があります。建築基準法による防火設備検査員と消防法による点検資格者の二つの資格をもつ者を速やかに増やし、連続した作業の中で防火設備も消防設備も点検できるようになることが方策（4）の意図するところです。

制度問題である方策（4）を除いて、方策（1）～（3）はステークホルダーの合意によって決めるべきものです。したがって、設備機器メーカーや建築設計者は、導入費用だけではなく将来の法定点検報告の費用等を十分踏まえた技術情報を提供し、建築物発注者の判断を支援することが求められます。

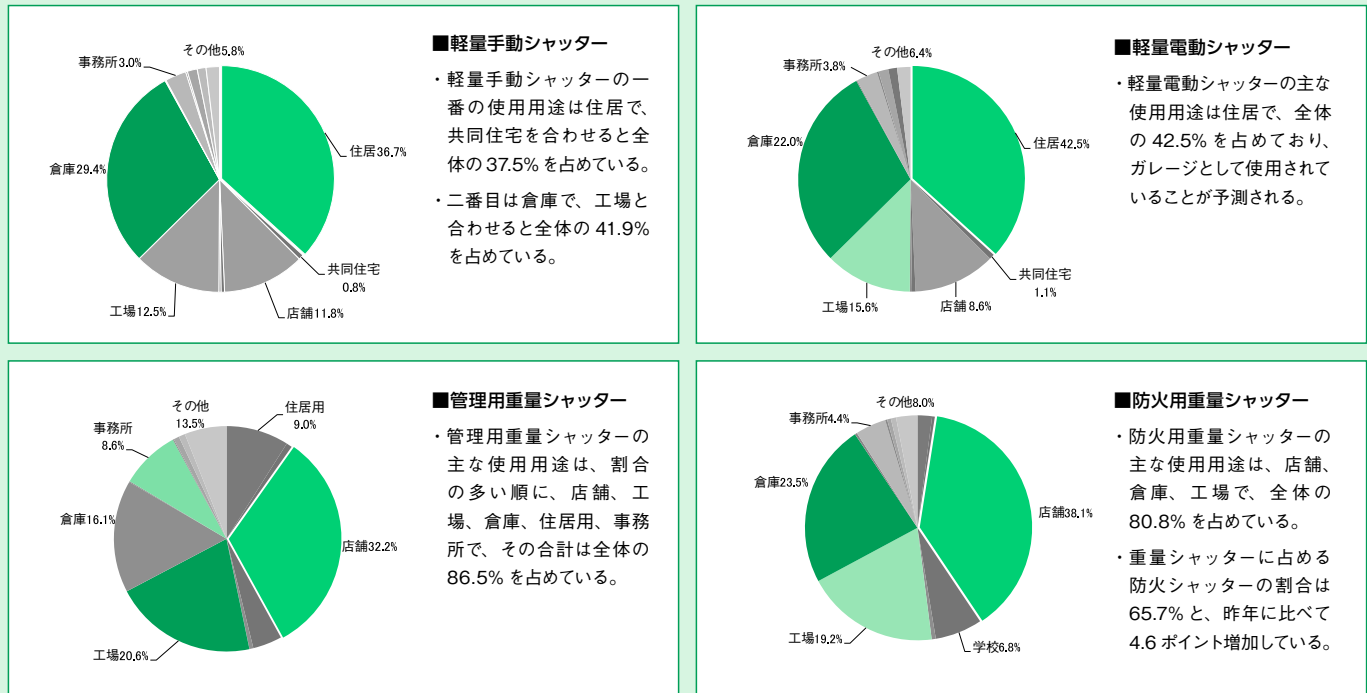
シリーズ4回を振り返り、やや頭でっかちな、べき論を展開してしまったと感じております。日々チャレンジングな課題に向き合って闘っておられる会員の皆様に、何がしかの示唆を与えられたとしたら、望外の喜びです。お付き合いいただきました方々に感謝申し上げます。

シャッターの使用状況調査 2014

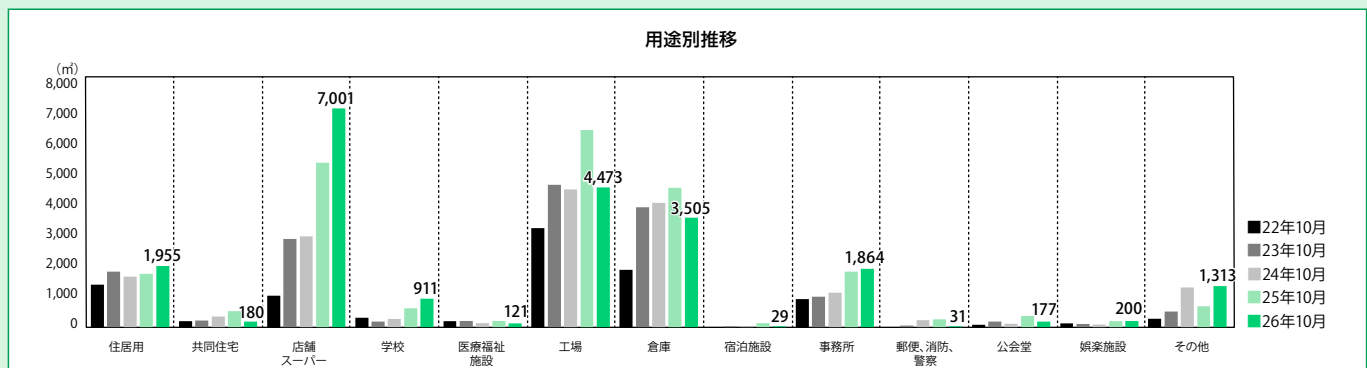
2010年より毎年業務委員会で作成しているシャッターの使用状況調査の2014年分がこの度完成しましたので、一部を抜粋してご紹介します。年間を通じて平均的なデータを収集できる毎年10月の1ヶ月間の売上物件データをもとに、各種シャッターの建物用途別、都道府県別の使用状況、年推移等を調査しています。

調査概要については11ページ下をご覧ください。

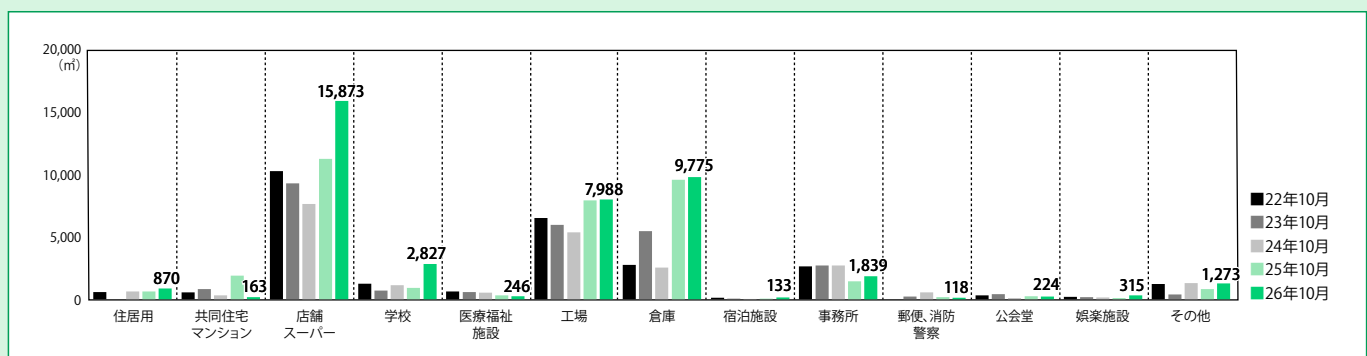
◆製品別用途別使用状況



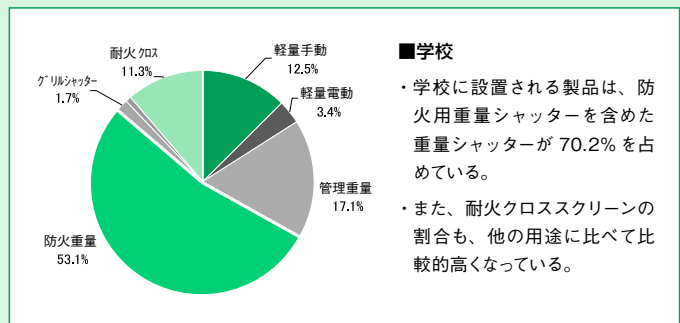
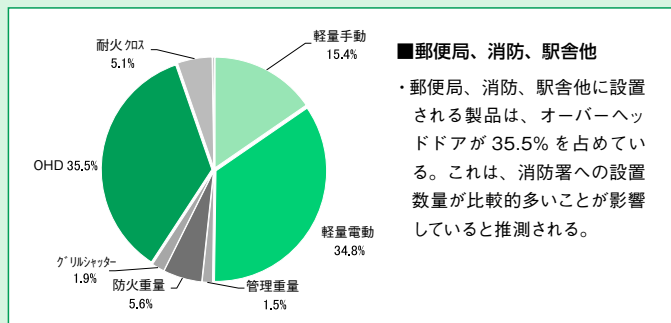
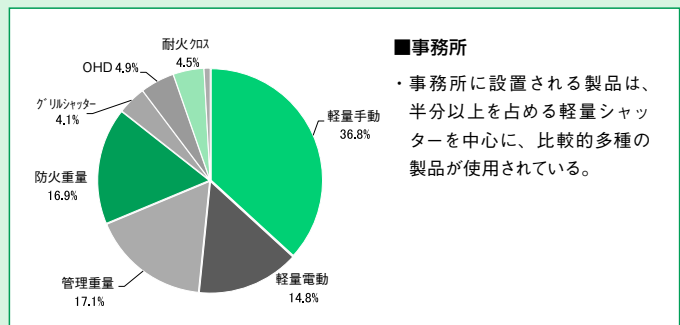
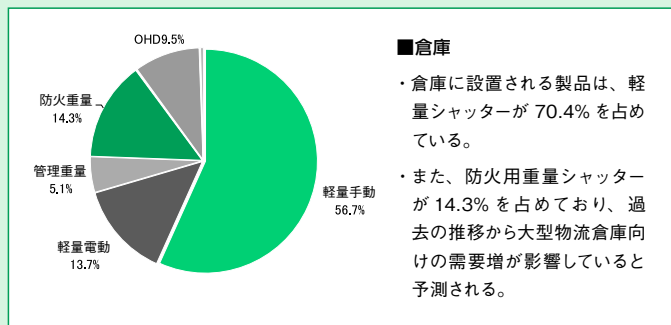
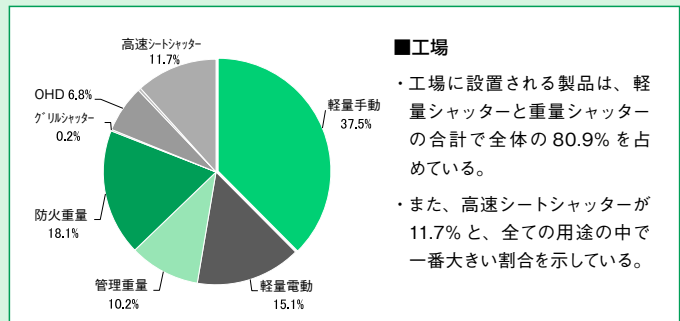
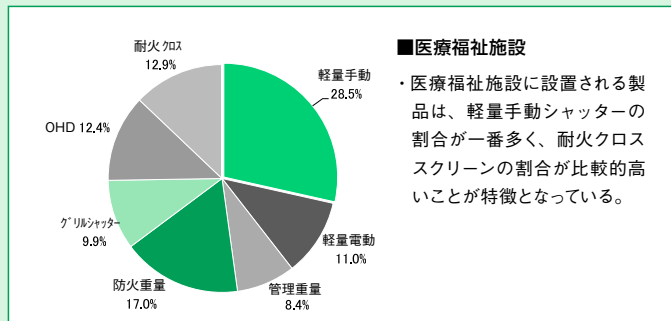
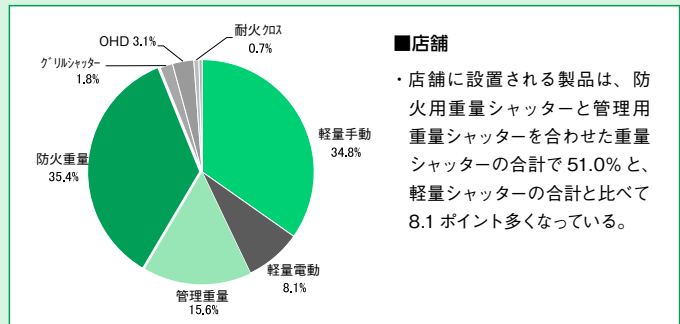
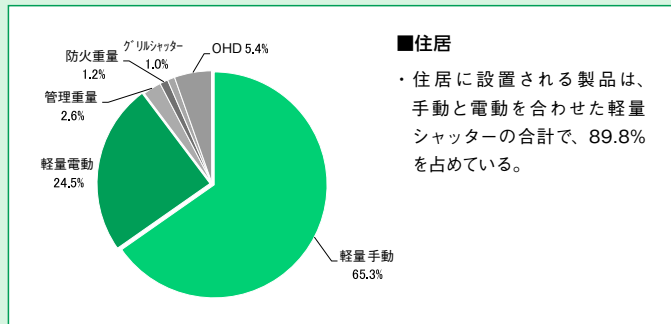
◆管理用重量シャッターの用途別推移



◆防火用重量シャッターの用途別推移



◆主な用途別使用製品状況（H26.10）



調査概要

1. シャッターの種類：

軽量シャッター、軽量電動シャッター、管理用重量シャッター、防火用重量シャッター、グリルシャッター（重量・軽量）、オーバーヘッドドア、耐火クロス製防火／防煙スクリーン、高速シートシャッター

2. 集計単位：売上数量（㎡）

3. 建物用途区分

①住居 ②共同住宅 ③店舗・スーパー・百貨店 ④学校 ⑤医療・福祉施設 ⑥工場 ⑦倉庫 ⑧宿泊施設（下宿、寄宿舎）
⑨事務所 ⑩郵便局・消防署・警察署・駅舎・空港 ⑪公会堂・集会所・博物館・美術館・研究所・寺院・協会 ⑫娯楽施設（体育館、浴場、劇場、球場、映画館含む）⑬その他

4. 調査地区：47都道府県

5. 調査期間：2014年10月（1ヶ月間）の売上げ物件

6. 調査協力会社：日本シャッター・ドア協会会員（12社）

第 17 回 「不正競争防止法」について

はじめに

総務委員会では、経営者並びに社員の皆様が会社内でかわる可能性が高い「法律等」について紹介しています。第 17 回目として「不正競争防止法」について紹介します。

「不正競争防止法の目的」とは？

この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

具体的には下のような行為を禁止しているのが不正競争防止法です。

不正競争の定義	①周知な商品等表示の混同惹起（混同を生じさせる）	刑事的措置あり
	②著名な商品等表示の冒用（勝手に使う）	
	③商品形態の模倣	
	④営業秘密の侵害	
	⑤技術的制限手段を解除する製品等の販売	
	⑥ドメインネームの不正取得	
	⑦原産地、品質等の誤認惹起（誤認させる）表示	
	⑧信用毀損行為	
	⑨代理人等の商標冒用（勝手に使う）行為	
条約上の禁止行為	i 外国国旗、紋章等の不正使用	刑事的措置のみ
	ii 国際機関の標章の不正使用 例）国連、WTO	
	iii 外国公務員贈賄	

①周知な商品等表示の混同惹起（混同を生じさせる）

他人の商品・営業の表示（商品等表示）として消費者の間に広く認識されているものと同一又は類似の表示を使用し、その他人の商品・営業と混同を生じさせる行為

②著名な商品等表示の冒用（勝手に使う）

他人の商品・営業の表示（商品等表示）として著名なものを、自己の商品・営業の表示として使用する行為

③商品形態の模倣

他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為

④営業秘密の侵害

窃取等の不正の手段によって営業秘密を取得し、自ら使

用し、若しくは第三者に開示する行為等

「営業秘密」の定義

- ・秘密として管理されていること（秘密管理性）
- ・有用な営業上又は技術上の情報であること（有用性）
- ・公然と知られていないこと（非公知性）

⑤技術的制限手段を解除する製品等の販売

技術的制限手段により試聴や記録、複製が制限されているコンテンツの試聴や記録、複製を可能にする機器（コピーガードのキャンセラーソフト等）又はプログラムを譲渡等する行為

⑥ドメインネームの不正取得

他の事業者に不当に高額な値で転売する等の目的で、他人の商品・役務（サービス提供）の表示と同一・類似のドメイン名を使用する権利を取得・保有またはそのドメイン名を使用する行為

⑦原産地、品質等の誤認惹起（誤認させる）表示

商品、役務やその広告等に、その原産地、品質、内容等について誤認させるような表示をする行為

⑧信用毀損行為

競争関係にある他人の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為

⑨代理人等の商標冒用（勝手に使う）行為

パリ条約の同盟国等において商標に関する権利を有する者の代理人が、正当な理由なく、その商標を使用等する行為。

違反するとどうなるの？

不正競争防止法に違反すると以下のような民事上の措置や罰則（刑事上の措置）等が科せられます。

民事上の措置

- ①差止請求 ②損害賠償請求
- ③信用回復措置請求 等

罰則（刑事的措置）

営業秘密侵害罪

10 年以下の懲役又は 1000 万円以下の罰金（又はこれの併科）

その他の侵害罪

5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金（又はこれの併科）

法の精神をご理解下さいますようお願いします

新会員紹介

第二種会員として新たに1社の入会があり、5月28日時点での会員数は159社となりました。

三田工業株式会社（第二種会員）

代表取締役 田中 美守

本 社 三重県鈴鹿市

設 立 昭和38年11月

事業内容 鋼製建具の製造、販売、施工、アルミサッシの販売、施工、鉄骨工事、施工

統計データ

■過去1年間出荷推移＜シャッター＞

(㎡、前年比・電動化率%)

	H26.6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H27.1月	2月	3月	4月	5月
重量シャッター	82,355	99,883	93,943	100,690	103,915	94,053	85,676	82,249	84,676	91,560	94,916	89,776
前年比	-8.8	-14.5	-3.7	-2.5	-5.1	-12.5	-8.7	-4.6	-1.7	5.9	3.6	12.0
軽量シャッター	179,495	193,245	162,942	191,274	207,078	183,762	173,608	141,467	150,517	175,711	183,360	168,198
前年比	-0.4	-4.8	-4.3	2.9	-10.1	-12.8	-9.2	-11.0	-13.7	-18.0	-1.0	-4.4
電動化率	26.4	26.6	25.7	26.5	25.4	26.7	28.1	26.7	28.2	27.3	27.0	25.8
グリルシャッター	4,393	3,803	3,960	3,930	3,949	4,272	4,164	3,568	4,372	3,660	3,306	2,651
前年比	-0.9	-21.1	-5.7	-15.3	-25.6	-13.7	-20.9	-16.7	-7.0	-25.0	-21.6	-32.4
オーバーヘッドドア	17,930	21,501	20,266	22,053	21,853	22,617	21,536	20,373	19,613	22,707	18,144	16,019
前年比	-4.4	-6.8	9.6	-2.5	-12.2	-22.0	-3.0	-3.1	-13.1	0.9	21.4	-5.1
合計	284,173	318,432	281,111	317,947	336,795	304,704	284,984	247,657	259,178	293,638	299,726	276,644
前年比	-3.2	-8.4	-3.2	0.5	-9.0	-13.5	-8.8	-8.4	-10.0	-10.5	1.3	-0.1

＜ドア＞

(枚、前年比%)

	H26.6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H27.1月	2月	3月	4月	5月
鋼製重量ドア	36,024	40,299	34,934	46,183	43,314	39,129	44,286	38,070	46,412	56,161	35,807	31,107
前年比	-4.6	13.3	3.1	14.3	18.1	-7.4	13.5	-2.3	17.0	16.5	9.5	-0.7
鋼製軽量ドア	32,135	33,805	28,070	33,841	40,199	39,043	41,228	45,660	45,772	35,595	26,412	23,554
前年比	21.9	17.6	-4.6	-1.6	7.1	-4.5	-2.0	4.9	-4.5	-2.8	-5.4	-20.5

■年度別出荷推移＜シャッター＞

(㎡、前年比・電動化率%)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
重量シャッター	1,328,258	1,480,370	1,494,399	1,534,537	1,436,147	1,365,508	839,568	839,415	875,978	993,232	1,145,215	1,090,735
前年比	9.9	11.5	0.9	2.7	-6.4	-4.9	-38.5	-0.0	4.4	13.4	15.3	-4.8
軽量シャッター	3,038,800	3,473,445	2,935,834	2,871,880	2,488,705	2,175,375	1,972,917	1,915,847	2,039,568	2,271,832	2,320,018	2,120,235
前年比	-4.8	14.3	-15.5	-2.2	-13.3	-12.6	-9.3	-2.9	6.5	11.4	2.1	-8.6
電動化率	24.0	24.1	25.1	26.2	26.3	25.4	24.5	26.2	24.5	24.0	23.5	26.5
グリルシャッター	96,616	100,736	100,244	90,630	79,124	61,751	54,719	52,483	55,410	53,207	56,361	48,210
前年比	-4.4	4.3	-0.5	-9.6	-12.7	-22.0	-11.4	-4.1	5.6	-4.0	5.9	-14.5
オーバーヘッドドア	285,952	323,150	297,659	289,307	240,523	217,932	174,936	178,341	204,003	226,406	269,558	242,275
前年比	-4.5	13.0	-7.9	-2.8	-16.9	-9.4	-19.7	1.9	14.4	11.0	-12.8	-10.1
合計	4,749,626	5,377,701	4,828,136	4,786,354	4,244,499	3,820,566	3,042,140	2,986,086	3,174,959	3,544,677	3,791,152	3,501,455
前年比	-1.0	13.2	-10.2	-0.9	-11.3	-10.0	-20.4	-1.8	6.3	11.6	7.0	-7.6

＜ドア＞

(枚、前年比%)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
鋼製重量ドア	630,028	557,553	623,432	639,514	635,875	493,689	436,415	448,242	449,988	470,919	450,218	488,835
前年比	8.0	-11.5	11.8	2.6	-0.6	-22.4	-11.6	2.7	0.4	4.7	-4.4	8.6
鋼製軽量ドア	894,050	896,529	956,026	971,002	1,003,218	888,996	680,918	618,079	574,528	415,782	415,591	432,918
前年比	—	0.3	6.6	1.6	3.3	-11.4	-23.4	-9.2	-7.0	14.5	-0.0	4.2

注)・「鋼製重量ドア」は鋼製建具を、「鋼製軽量ドア」は鋼製軽量建具を指します。

・鋼製重量ドアは、ガスチャンバー、点検口を含みます。

・平成15年～23年度の「軽量ドア」は日本鋼製軽量ドア協議会の集計です。また「軽量ドア」の24年度の伸び率は当協会前年度実績に対する比率です。

新日鐵住金の高耐食性めっき鋼板

SuperDyma[®]

スーパーダイマ

JIS申請中!

環境に優しいクロメートフリー処理!!

「総合力世界No.1の鉄鋼メーカー」へ



新日鐵住金

薄板営業部

スーパーダイマの詳しいご案内は

スーパーダイマホームページ URL/

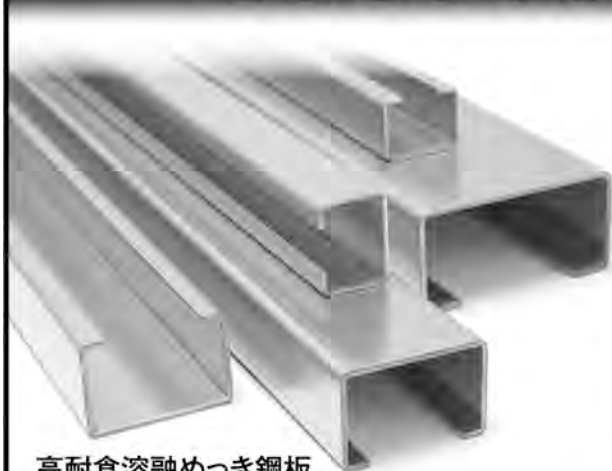
<http://www.nssmc.com/product/superdyma/>

お問い合わせ

E-mail

superdym@jp.nssmc.com

ZAM[®]はニーズに合わせ、 さまざまな形状がご提供できます。

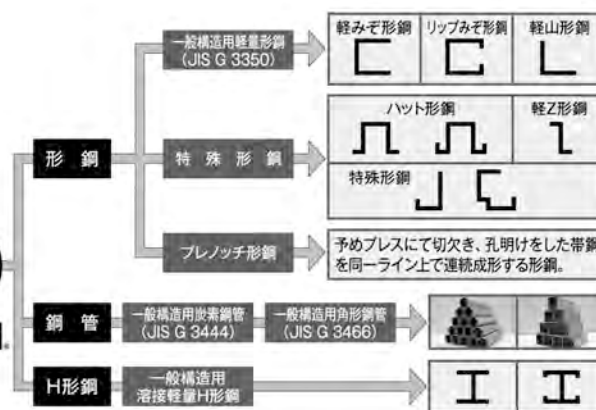


高耐食溶融めっき鋼板

ZAM[®]

※「ZAM」は、日新製鋼株式会社の登録商標です。

「ZAM」は、日新製鋼株式会社が開発した溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板の商品名です。



3大
特長

- ①コストダウン…高耐食性による長寿命化、後めっき代替が可能です。
- ②寿命が長い…耐食性が溶融亜鉛めっきに比べ、10~20倍優れています。
- ③環境にやさしい…長寿命で、少ないめっき付着量の省資源型商品です。

※平成24年11月に溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板が、日本工業規格JIS G 3323として規格登録されました。

日新製鋼株式会社

●本社 〒100-8366 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル TEL.03-3216-5166

●大阪支社 ●名古屋支社 ●中四国支社 ●北海道支社 ●東北支社 ●新潟支社 ●北陸支社 ●岡山支社 ●四国支社 ●九州支社



JIS G 3318

高耐食性溶融亜鉛めっきカラー鋼板

JFEカラーエコガル®

特許 第5101249号 [溶融Zn-Al系合金めっき鋼板およびその製造方法]

GLよりもアルカリ腐食に強いエコガル原板を使用し、
塗膜の耐久性に優れたカラー鋼板
『JFEカラーエコガル®』をご用命ください。



JFE 鋼板 株式会社

<http://www.jfe-kouhan.co.jp>

〈本 社〉〒141-0032 東京都品川区大崎一丁目11番2号
鋼板営業部 TEL.03-3493-1524 FAX.03-3493-1937

〈大阪支店〉〒530-0003 大阪市北区堂島1丁目6番20号
TEL.06-6342-0620 FAX.06-6342-0618

お知らせ

当協会では、広報誌「JSDA 会報」に掲載する「広告」と会員企業の皆様を紹介する「会員交流プラザ」の出稿を随時募集しています。

■ 広告

- ・ A4・1/2 サイズ（縦 13 cm × 横 18 cm）、モノクロ 1 色：50,000 円（税込）
- ・ A4・1/4 サイズ（縦横が 13 cm もしくは 9 cm）、モノクロ 1 色：25,000 円（税込）

■ 会員交流プラザ

- ・ サイズ（縦 8.5 cm × 横 8.5 cm）、モノクロ 1 色：5,000 円（税込）

お問い合わせは協会事務局（03-3288-1281）まで

南イタリア・ナポリ

地中海に面して、日本と同じく南北に国土が広がるイタリア。温暖で四季があり世界遺産にも数多く登録されている。南イタリアにあるナポリは、ヴェスヴィオ火山の噴火で埋もれた町、ポンペイ遺跡やアマルフィ海岸などがある。なかでも有名な観光地は石の要塞「卵城（カステロ・デル・オーヴォ）」である。その名の由来は、城の基礎部分に卵を埋められており、「この卵が割れる時、城もナポリも滅びる」という言い伝えからきているそうだ。海岸沿いの絶景、歴史ある遺跡、美食を求めてナポリには多くの観光客が訪れる。



世界遺産のアマルフィ海岸



卵城（カステロ・デル・オーヴォ）



世界遺産のポンペイ遺跡

JSDA 会報 2015 年・初夏号

発行日:2015 年 7 月 通巻第 44 号

発行者:一般社団法人 日本シャッター・ドア協会

〒101-0065 東京都千代田区西神田 2-5-8 共和 15 番館ビル 2F

tel.03-3288-1281 (代) /fax.03-3288-1282

URL:<http://www.jsda.or.jp>